

公 示 日：2026年6月10日（水）

調達管理番号：26a00206

国 名：ザンビア

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第二チーム

調 達 件 名：ザンビア国都市開発計画管理アドバイザー（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。

これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：都市開発計画管理アドバイザー
- （2）格付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：ルサカ市全域及び周辺4自治体（チランガ郡、チョングウェ郡、カフエ郡、チボンボ郡）の一部
- （5）全体期間：2026年7月下旬から2028年10月下旬
- （6）業務量の目途：24人月

2. 業務の背景

ザンビア共和国の首都ルサカを中心とするルサカ都市圏では、近年の急速な人口増加に伴い、行政境界を越えた無計画な土地利用が進行している。これにより、住宅不足や不適切な定住の拡大に加え、電力、上下水道、排水等の都市インフラ分野において、質・量の両面で深刻な課題が顕在化している。既存の長期的な都市開発指針として「ルサカ都市マスタープラン（2009～2030年）」が策定されているものの、当初想定を大きく上回る人口増加や都市構造の変化を受け、その実効性には限界が生じていた。

こうした状況を踏まえ、ザンビア政府は、ルサカ市および周辺4自治体（チランガ郡、チョングウェ郡、カフエ郡、チボンボ郡）の一部地域を対象とした2045年を目標年とした広域的な開発の方向性を示すべく、2023年～2025年にJICAの支援の下、地方行政・地方開発省（MLGRD）を実施機関として、「ルサカ都市圏総

合開発計画（Greater Lusaka Regional Development Plan：GLRDP）」を策定した。GLRDPには、2045年までの土地利用、交通、水・衛生、固形廃棄物管理等、複数自治体にまたがる分野における開発の基本方針および優先プロジェクトが提示されており、GLRDPは2026年5月にMLGRD大臣により承認がなされたところである。

一方で、GLRDPの策定過程においては、関係省庁・機関間における調整メカニズムの不十分さ、優先プロジェクトの事業化や資金調達に関する能力不足、ならびに計画実施状況を継続的に把握・検証するためのモニタリング体制の未整備といった課題も明らかとなった。特に、GLRDPの一部プロジェクトはMLGRDが担当する一方、他の多くのプロジェクトは関係省庁や政府機関がそれぞれ所管しており、MLGRD以外の政府機関による認知不足に加え、計画全体を俯瞰した調整と進捗管理が十分に行われていないことが、実施促進の制約要因となっている。

また、今後膨大な都市開発ニーズに対応していくためには、政府予算のみならず、他の開発パートナーや民間部門からの資金動員を含めた総合的な事業推進が不可欠である。このため、GLRDPを政府の公式な開発計画として関係機関およびドナー間で共有・認知させるとともに、計画に基づく優先プロジェクトの実施を着実に進めていくための実施体制と実施機関の能力の強化が強く求められている。

以上の背景から、本業務では、GLRDPの実施段階における都市開発計画管理を担うアドバイザーとして、MLGRDを中心に関係する政府機関や自治体、他ドナーや民間企業等との連携を強化し、優先プロジェクトの実施促進を図るためのGLRDPを中心とした実施体制の強化と優先プロジェクトの実施・モニタリング体制の構築に向けた技術的助言を行うことを目的とするものである。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

成果1) ルサカ都市圏総合開発計画（GLRDP）に基づく優先プロジェクトの実施が促進される。

成果2) GLRDPの実施及びモニタリングのための体制が構築される。

4. 業務の内容

【成果 1 に係る業務】¹

- 活動 1-1： MLGRD と関係政府機関との調整・連携を推進し、各機関の既存の政策、戦略、活動計画に沿った、GLRDP のレビュー及び優先プロジェクトの選定を支援する。
- 活動 1-2： MLGRD 及び関係政府機関における優先プロジェクトを主とする実現化プロセスの加速化を支援する。
- 活動 1-3： MLGRD 及び関係政府機関における F/S 実施や優先プロジェクト本体の資金調達オプションの検討を支援する。

【成果 2 に係る業務】²

- 活動 2-1： GLRDP 実施委員会（GLRDP Implementation Committee）等の実施・モニタリング・評価・調整会議において、関係政府機関の参加促進、議論、調整を支援する。
- 活動 2-2： 他の成果・活動を踏まえつつ、MLGRD 及び関係政府機関による進捗状況のモニタリング・評価ならびに会議後のフォローアップを支援する。
- 活動 2-3： GLRDP の法定計画化を含む GLRDP 関連事項について、MLGRD 及び関係機関に対し技術的助言を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	GLRDP の見直しや、優先プロジェクトの選定を支援するための手法や方針案	活動 1-1

¹ GLRDP は 2026 年 5 月に大臣承認を得られたが、一部自治体の開発計画と、広域の開発計画である GLRDP との間で不整合が見られるなど、今後の推移や現状に応じた修正が必要となることが想定される。加えて、GLRDP の下で掲げられている交通、廃棄物、上下水道などの複数の優先インフラ事業は、財源不足や土地問題などを背景として、進捗は限定的となっている。これらの課題や流動的な状況の下で、どのように効果的に GLRDP の推進を支援していくかについて、特に民間資金の動員への期待が高いことも考慮しつつ、施策や方針を提案してください。

² GLRDP 自体が膨大な量に及ぶ文書であること、策定プロセスにおける巻き込みが不十分だったこと等を原因として、GLRDP を策定した MLGRD 以外の関係機関での GLRDP への理解・認知度は高くないため、まず GLRDP の周知を改めて図ることが必要となる。また、複数の関係機関の間で広域首都圏開発を統合管理する仕組みの構築は、GLRDP の実施にとっても不可欠である。GLRDP 承認後は、実施・モニタリングの合同メカニズムを内閣官房の承認の下で設置（事務局は MLGRD）し、予算化を目指すとのことであるが、関係省庁間での調整を行うための包括的で効果的な手法や方針案を提案してください。

2	GLRDP の優先プロジェクトの実施を促進するための施策や、資金動員・ファイナンス（ドナー・民間・PPP）の模索に係る方針案	活動 1-2 及び活動 1-3
3	GLRDP の周知や理解促進、関係省庁間での実施・モニタリング・調整を効果的に実施するための手法や方針案	活動 2-1 及び活動 2-2

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	都市開発管理に係る各種業務
語学の種類	英語

※アフリカ地域における都市開発管理に係る業務経験や交通（BRT）に係る知識を有することが望ましいです。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ³	渡航開始より 1 カ月以内	社会基盤部（CC: ザンビア事務所）	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ
3 か月報告書	渡航開始より 3 カ月ごと ⁴	国際協力調達部（CC: 社会基盤部）	—	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より	国際協力調達部（CC: 社会基盤部）	—	日本語	電子データ

³ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS: Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁴ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

	6カ月ごと	盤部、ザンビア事務所)			
業務完了報告書	契約履行期限末日	社会基盤部 (CC:国際協力調達部、ザンビア事務所)	-	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2026年9月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤部都市・地域開発グループ第二チームから配布しますので、Takai.Fumiyo2@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・「ルサカ都市圏総合開発計画 (GLRDP: 2025-2045)」サマリー案 (和・英)

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ザンビア国ルサカ都市圏総合開発計画策定プロジェクト事業完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12391132.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 6月 24日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 7月 3日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 7月 8日 15時～16時30分
4	評価結果の通知	2026年 7月 13日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位2者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼン

テーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,485,000	1,668,000
	個人	1,132,000	1,315,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000		

	インターナショナルスクール／ 現地校		147,300	151,200
--	-----------------------	--	---------	---------

③ 住居費：2,400 ドル／月

④ 航空賃（往復）：2,176,696 円／人

（２） 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：在外事業強化費を活用して車両を借り上げ
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：地方行政・地方開発省（MLGRD）内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４） 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ザンビア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名： ザンビア共和国 (ザンビア)

案件名： 都市開発計画管理

The Management of Urban Regional Development Plan

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるルサカ都市圏の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ルサカ市では、都市人口の増加に伴い、無計画な定住や住宅開発が行われ、ルサカ市の行政境界を越えた都市のスプロールや、無計画な土地利用が顕在化している。また、電気、上下水道、排水等の都市インフラについても依然として質・量ともに課題が多い。長期の都市開発計画としては、「ルサカ都市マスタープラン (2009~2030年)」が存在するが、予測を大きく上回る人口増加等を受けて実施した「ルサカ都市圏総合開発計画策定プロジェクト」(2023~2025年、計画の目標年は2045年)において、従前マスタープランで提案されたプロジェクト実施のための先方政府関係機関間の調整メカニズムの欠如や、提案プロジェクト実施に係る資金調達などに課題があることが確認された。

また、2015年に策定された「都市・地域計画法」は、2つ以上の計画当局に属する地域に対し広域総合開発計画の策定を定めている。加えて、「ルサカ都市圏総合開発計画」(Greater Lusaka Regional Development Plan。以下、「GLRDP」という。)は、ルサカ市及び周辺の4自治体(チランガ郡、チョングウェ郡、カフエ郡、チボンボ郡)の一部エリアについて、交通、土地利用、水と衛生、固形廃棄物管理等の広域で開発計画策定が必要な分野における指針となるよう作成されている。さらに、地方行政・地方開発省 (Ministry of Local Government and Regional Development。以下、「MLGRD」という。)は、土地利用や固形廃棄物管理等、いくつかの分野においてGLRDPで特定されたプロジェクトの計画、調整、実施を担当しているが、その他のプロジェクトの実施は、他の担当省庁や政府機関の管轄となっている。今後、膨大な開発ニーズを満たすためには、政府予算のみならず、他の開発パートナーや民間部門からの資金動員も必要不可欠である。

こうした背景より、本事業では、GLRDPで提案した優先プロジェクトの実施促進や、GLRDPの実施に係るモニタリング体制の構築に向けた技術的支援が求められている。

(2) ルサカ都市圏に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、

課題別事業戦略における本事業の位置付け

本事業は、我が国の「対ザンビア国別開発協力方針（2023年9月）」における重点分野「経済インフラの強化」の協力プログラム「ルサカ都市圏開発プログラム」に位置付けられる。同協力プログラムの中では、ルサカ市における廃棄物管理能力の強化を目的に「ルサカ市きれいな街プロジェクト」（2022年～2027年）が実施されている他、2021年度無償資金協力「経済社会開発協力」（外務省実施）により処分場で活用される重機等の機材供与の支援が行われており、同重点分野の課題解決を通じて、ルサカ都市圏の開発を継続的に支援している。

JICA グローバル・アジェンダ「都市・地域開発」では、クラスターに「まちづくり」が位置付けられており、グリーン、レジリエント、インクルーシブな都市の発展を実現・継続できるサステナブルな都市を増やすことを目指しており、本事業は同クラスターを推進する事業と位置付けられる。

SDGs ではゴール 11「住み続けられるまちづくりを」に貢献する事業と位置付けられる。

(3) 他の援助機関の対応

ルサカ都市圏の改善に向けた他の援助機関の対応は、次のとおり。

米国のミレニアム挑戦公社（MCC）が2012～2020年にコンパウンド地区の上下水・排水整備等を支援。世界銀行（WB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州投資銀行（EIB）、ドイツ復興開発金融公庫（KfW）の協調融資によるコンパウンド地区の下水整備・衛生改善（2015～2024年）、2019年にアフリカ開発銀行（AfDB）により実施された渋滞解消のための事業化調査、中国輸出入銀行（2013～2022年）及びインド輸出入銀行（2018～2021年）によるルサカ市内道路整備、中国輸出入銀行による浄水場の拡張の支援（2015～2022年）等がある。

なお、GLRDP 実施に関し、MLGRD に対する他の援助機関からの支援はない。

3. 事業概要

(1) 事業目的

GLRDP の実施段階における都市開発計画管理のアドバイザーとして、MLGRD に対し、他の関係政府機関・組織と連携し、GLRDP の実施促進を支援するための技術的助言を行う。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

GLRDP の計画策定範囲にあたるルサカ都市圏 3,869.3km²（ルサカ市全域及び周辺 4 自治体（チランガ郡、チョングウェ郡、カフエ郡、チボンボ郡）の一部のエリア）

(3) 総事業費（日本側）

0.60 億円

(4) 事業実施期間

2026年7月～2028年6月を予定（計24カ月）

(5) 事業実施体制

地方行政・地方開発省（Ministry of Local Government and Rural Development (MLGRD)）

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果 1. ルサカ都市圏総合開発計画（GLRDP）に基づく優先プロジェクトの実施が促進される。

成果 2. GLRDP の実施及びモニタリングのための体制が構築される。

(2) 主な活動

1-1 MLGRD と関係政府機関との調整・連携を推進し、各機関の既存の政策、戦略、活動計画に沿った、GLRDP のレビュー及び優先プロジェクトの選定を支援する。

1-2 MLGRD 及び関係政府機関における優先プロジェクトを主とする実現化プロセスの加速化を支援する。

1-3 MLGRD 及び関係政府機関における F/S 実施や優先プロジェクト本体の資金調達オプションの検討を支援する。

2-1 GLRDP 実施委員会（GLRDP Implementation Committee）等の実施・モニタリング・評価・調整会議において、関係政府機関の参加促進、議論、調整を支援する。

2-2 他の成果・活動を踏まえつつ、MLGRD 及び関係政府機関による進捗状況のモニタリング・評価ならびに会議後のフォローアップを支援する。

2-3 GLRDP の法定計画化を含む GLRDP 関連事項について、MLGRD 及び関係機関に対し技術的助言を行う。

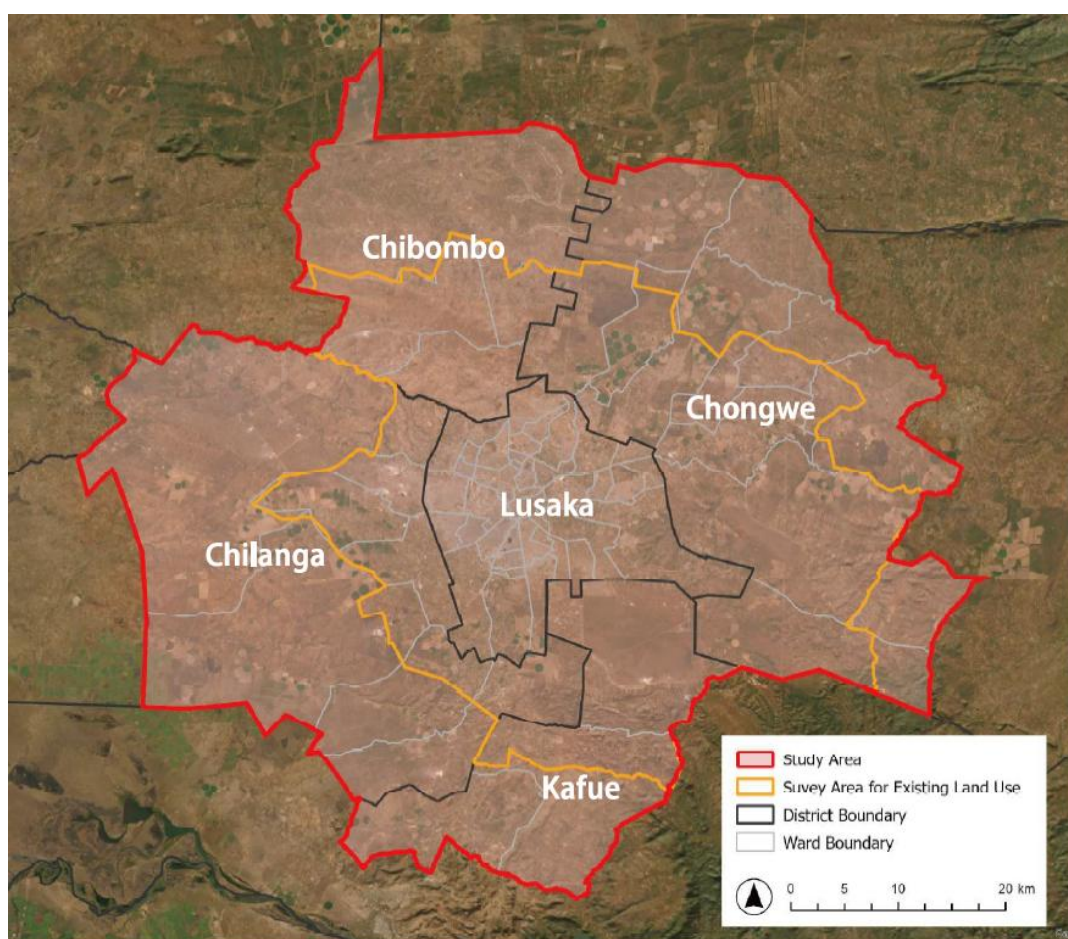
以上

都市開発計画管理 地図

プロジェクトサイトは、GLRDP の計画策定範囲にあたるルサカ都市圏 3,869.3km²（下図の赤線内に示された、ルサカ市全域及び周辺 4 自治体（チランガ郡、チョングウェ郡、カフエ郡、チボンボ郡）の一部のエリア）を対象とする。

なお、ルサカ市周辺 4 自治体の一部のエリアは、以下のとおり。

- ・チランガ郡：Chilanga、Mount Makulu、Chilongolo、New Farms、Nakachenje、Kalundu、Namalombwe、Kasupe、Nyemba、Chinyanja 及び Mondengwa
- ・チョングウェ郡：Kapwayambale、Kasenga、Kasisi、Ngwerere、Madido、Ntandabal、Chinkuli、Chainda、Palabana、Nakatindi 及び Njolwe
- ・カフエ郡：Chisankane、Malundu、Shimabala 及び Kabweza
- ・チボンボ郡：Cholokelo、Kamaila、Katuba、Chunga 及び Mungule



Target Area (The area within the red boundary is “Greater Lusaka”)

出典：JICA. 「ザンビア国ルサカ都市圏総合開発計画策定プロジェクト」. 2025